

(証券コード 8541)
平成29年6月9日

株 主 各 位

松山市勝山町2丁目1番地

株式会社 **愛媛銀行**
頭 取 本 田 元 広

第113期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当行第113期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って平成29年6月28日(水曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日(木曜日)午前10時
2. 場 所 松山市勝山町2丁目1番地 当行本店 5階ホール
3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第113期 〔平成28年4月1日から平成29年3月31日まで〕 事業報告および計算書類報告の件
 2. 第113期 〔平成28年4月1日から平成29年3月31日まで〕 連結計算書類ならびに会計監査人

および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役16名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役に対する株式給付信託(BBT)導入の件
第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、次頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧の上、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに行使してください。

(3) 重複行使の取扱い

書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以 上

(お願い)

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 本会場が満席となった場合は、第2会場等をご案内いたしますのでご了承いただきますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト(<http://www.himegin.co.jp/stockholder/library.html>)に掲載いたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。
(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年6月28日(水曜日)午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。また、インターネット等によつて複数回数、またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

3. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱ください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
【電話】0120(652)031(受付時間 9:00~21:00)

5. 議決権電子行使プラットフォームのご利用について(機関投資家の皆様へ)

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

以上

第113期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

■当行の主要な事業内容、金融経済環境

我が国経済は、円安や海外経済の回復により、企業部門では輸出・生産が持ち直し、家計部門では雇用・所得環境が改善するなど、緩やかな回復基調を続けていますが、地政学リスクの高まりや保護主義的な動きの広がる海外経済への警戒感から、持続的な回復への道筋はまだ見通せない状態が続いています。

愛媛県経済においては、個人消費は持ち直しつつあり、企業部門は総じて安定し、緩やかな回復基調にあります。また、本年9月より、地元愛媛にとって64年ぶりとなる国体が開催されます。この、愛顔(えがお)つなぐえひめ国体・えひめ大会は、地域経済への大きな効果をもたらすものと、期待しているところです。

金融業界においては、マイナス金利政策導入以降、収益面の厳しさは増しており、金融行政方針を踏まえ、新しいビジネスモデルの創造が求められています。また、フィンテックなどの技術革新により、お客様への金融サービスも大きく様変わりしていくことが予想されます。

このような環境の中、当行の創業以来、受け継がれてきた「思いやり」や「相互扶助」といった無尽の精神を守りながら、将来を見据え、時代の変化にしっかりと順応した金融サービスの提供に努めてまいりました。これからも、ふるさと銀行として、誠心誠意、愛媛県経済の発展に貢献してまいります。

■事業の経過及び成果

当行では、地域密着型金融の取組みを着実に実践してまいりました。

人口減少問題や地方経済の衰退が課題とされる中、地域とのつながりを大切にする考えのもと、地方創生に貢献すべく、愛媛県との包括連携協定をはじめとする地元自治体との連携強化に努めました。

また、地元経済活性化のために、独自のネットワークを活用し、事業性評価に基づく成長分野への融資・出資や中小企業の経営体質強化のための支援に積極的に取り組みました。当行のお取引のある中小企業の約80%は愛媛県内を拠点としており、経営改善や経営課題の解決に向けた支援に注力しております。

具体的には、上場を目指す企業向けの「えひめベンチャーファンド2013」や、農業生産法人向けの「えひめアグリファンド」、そして、6次産業化などの新規事業者向けの「えひめガイヤ成長産業化支援ファンド」を活用しながら、県内企業

の育成に取り組んでおります。

さらに、食をテーマにした商談会「メイドイン愛媛2017」の開催を通じ、愛媛県の優れた農水産品に、「調理」という付加価値を与え、「レシピ」という形で県内外に情報発信できる取組を始めました。販路開拓支援だけでなく、地元の生産者と飲食業界、そして消費者を巻き込んだ地域経済への波及効果の高い取組となりました。

こうした取組により、次のような業績結果となりました。

預金・譲渡性預金

期末残高は、230億円増加し、2兆3,198億円となり、そのうち個人預金の期末残高は241億円増加し1兆2,836億円となりました。

貸出金

個人、中小企業等を中心に期末残高は812億円増加し、1兆5,781億円となりました。

有価証券

市場リスクを抑制しつつ、積極的な運用に努めました結果、期末残高は5,128億円となりました。

損益状況

有価証券の利息等収益は増加したものの、貸出金利の低下や役務利益の減少により、当期純利益は3億46百万円減少し、50億86百万円となりました。

設備投資

店舗数につきましては、ときわ支店(愛媛県今治市)を開設したことで1か店増え、期末現在の店舗数は104か店となりました。

■当行の対処すべき課題

第15次中期経営計画の基本方針である「お客様サービスの向上」「リスク管理態勢の充実」「効率経営の追求」を達成するため、自己資本比率等の財務健全性向上に向けて、さらなる収益力の強化と経営効率化に取り組んでまいります。

さらに、地方公共団体や外部機関と緊密な連携をとりながら、ふるさと銀行として地方創生にかかる施策が効果的に実現できるよう強力に支援してまいります。

当行は「殻を破る”未来への挑戦”」をテーマに、既成概念にとらわれることなく安定収益を生み出す新たなビジネスモデルの創出に果敢に挑戦を続けてまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
預 金	18,251	18,634	19,035	19,049
定期性預金	10,438	10,392	10,402	9,798
その他	7,813	8,241	8,632	9,251
貸 出 金	13,625	14,517	14,968	15,781
個人向け	3,674	4,171	4,430	4,756
中小企業向け	5,910	6,384	6,635	6,926
その他	4,040	3,960	3,902	4,098
商品有価証券	1	1	2	3
有 価 証 券	4,754	5,233	4,992	5,128
国 債	1,192	1,267	1,119	842
地 方 債	779	830	692	701
その他	2,781	3,135	3,181	3,583
総 資 産	23,783	24,389	24,529	24,974
内国為替取扱高	87,090	91,338	98,583	103,833
外国為替取扱高	百万ドル 5,528	百万ドル 5,575	百万ドル 4,550	百万ドル 5,631
経 常 利 益	百万円 9,459	百万円 9,576	百万円 9,061	百万円 6,836
当 期 純 利 益	百万円 4,335	百万円 5,265	百万円 5,432	百万円 5,086
1株当たりの当期純利益	円 銭 122 32	円 銭 148 57	円 銭 153 06	円 銭 142 15

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(注) 2. 平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しましたが、平成25年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、1株当たりの当期純利益を算定しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,397人	1,377人
平 均 年 齢	37年7月	37年11月
平 均 勤 続 年 数	14年11月	15年4月
平 均 給 与 月 額	395千円	396千円

- (注) 1. 使用人数には、臨時雇員および嘱託を含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数および平均給与月額はそれぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月の時間外手当を含む平均給与月額であり、賞与は含んでおりません。

	当 年 度 末		前 年 度 末	
	営業店部門	本部部門	営業店部門	本部部門
使 用 人 数	1,105人	292人	1,075人	302人

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末	
愛 媛 県	店 84	うち出張所 (8)	店 83	うち出張所 (8)
高 知 県	7	(-)	7	(-)
香 川 県	4	(-)	4	(-)
徳 島 県	1	(-)	1	(-)
大 分 県	1	(-)	1	(-)
広 島 県	3	(-)	3	(-)
岡 山 県	1	(-)	1	(-)
大 阪 府	2	(-)	2	(-)
東 京 都	1	(-)	1	(-)
合 計	104	(8)	103	(8)

- (注) 上記のほか、当年度末において、店舗外現金自動設備を182か所（前年度末183か所）、それぞれ設置しております。

ロ 当年度新設営業所

営業所名	所在地
ときわ支店	愛媛県今治市常盤町五丁目5番33号

- ハ 銀行代理業者の一覧
該当ありません。
- ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況
該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額 (単位：百万円)

設備投資の総額	1,058
---------	-------

ロ 重要な設備の新設等 (単位：百万円)

内容	金額
三島支店新築移転工事	538
ときわ支店新築工事	147

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

- イ 親会社の状況
該当ありません。
- ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する子会社等の議決権比率
ひめぎんビジネスサービス(株)	愛媛県松山市千舟町五丁目6番地1	現金等の精査・整理・集金業務	昭和59年7月2日	百万円 10	100.00 %
(株)ひめぎんソフト	愛媛県松山市南持田町27番地1	コンピュータシステムの管理・運営	昭和59年12月6日	30	50.00
ひめぎん総合リース(株)	愛媛県松山市勝山町二丁目1番地	リース業務・投資業務	昭和61年5月10日	30	75.00
(株)愛媛ジェーシービー	愛媛県松山市勝山町二丁目4番地7	クレジットカード業務・保証業務	昭和62年1月29日	50	90.00
ひめぎんスタッフサポート(株)	愛媛県松山市勝山町一丁目13番地4	人材派遣業務	平成20年4月8日	30	100.00

重要な業務提携の概況

- ① 第二地銀協地銀41行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称SCS)を行っております。
- ② 第二地銀協地銀41行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫265金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合133組合(全信組連を含む)、系統農協・信漁連721(農林中央、信連を含む)、労働金庫14金庫(労金連を含む)との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス(略称MICS)を行っております。
- ③ 第二地銀協地銀41行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービスおよび入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス(略称SDS)を行っております。
- ④ ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しおよび入金のサービスを行っております。
- ⑤ JAバンクえひめとの提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑥ もみじ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑦ 四国内第二地銀協地銀4行(当行、香川銀行、徳島銀行、高知銀行)の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金時の利用手数料の無料サービスを行っております。
- ⑧ ローソン・エイティエム・ネットワークスとの提携により、ローソン店舗設置の現金自動設備による現金自動引出し・入金および振込み等のサービスを行っております。
- ⑨ イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金および振込みのサービスを行っております。
- ⑩ イーネットとの提携により、イーネット設置の現金自動設備による現金自動引出し・入金および振込み等のサービスを行っております。
- ⑪ セブン銀行との提携により、セブン銀行設置の現金自動設備による現金自動引出しおよび入金のサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役、監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位	担当	重要な兼職	その他
本田元広	頭取 (代表取締役)	統轄、環境経営推進室、ひめぎん情報センター	-	
河野雅人	専務取締役 (代表取締役)	人事教育部、監査部	-	
遠藤明弘	常務取締役 (代表取締役)	公務部、リスク管理部、総務部	-	
福富治	常務取締役	ふるさと振興部、国際部、事務部	-	
山本恵三	常務取締役	お客様サービス部、個人ローン部、資金証券部	-	
大宿有三	常務取締役	本店営業部長兼県立中央病院出張所長	-	
日野満	常務取締役	審査第一部、審査第二部、審査第三部	-	
西川義教	常務取締役	企画広報部、営業統括部、金融コンサルティング部、 TQC推進担当	-	
木原盛展	取締役	審査第一部長、審査第二部長、審査第三部長	-	
大植隆司	取締役	三島支店長	-	
千頭正一	取締役	お客様サービス部長	-	
坪内宗士	取締役	監査部長	-	
片岡靖博	取締役	末広町支店長	-	
平尾秀一郎	取締役	新居浜支店長	-	
豊田将光	取締役	宇和島支店長兼宇和島新町出張所長	-	
吉野内直光	取締役 (社外取締役)		-	
武田峰紀	取締役 (社外取締役)		-	
山下剛志	常勤監査役		-	
吉岡寿治	監査役		株式会社ぞっこん 四国 代表取締役	
西澤孝一	監査役 (社外監査役)		-	
青野勝廣	監査役 (社外監査役)		-	
(当事業年度中に退任した役員)				
氏名	退任時の地位	退任日		
中山紘治郎	会長 (代表取締役)	平成28年6月29日退任		
原田光雄	専務取締役 (代表取締役)	平成28年6月29日退任		
脇水雅彦	常務取締役	平成28年6月29日退任		
有光秀明	取締役	平成28年6月29日退任		
森田邦博	常勤監査役	平成28年6月29日退任		
関谷達郎	監査役	平成28年6月29日退任		

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報 酬 等
取 締 役	21人	338 (34)
監 査 役	6人	25
計	27人	363 (34)

- (注) 1. 報酬等の()欄には、報酬以外の金額を内書しております。
2. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人としての報酬等121百万円(内報酬以外34百万円)を含んでおります。なお、株主総会で定められた報酬限度額には使用人報酬等は含んでおりません。
3. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役300百万円、監査役50百万円であります。
4. 上記以外に、平成28年6月29日開催の第112期定時株主総会決議に基づき、退任取締役を支払われた退職慰労金は366百万円であります。

(3) 責任限定契約

該当ありません。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

該当ありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会(監査役会)への出席状況	取締役会(監査役会)における発言その他の活動状況
吉野内 直光 (取締役)	2年9か月	取締役会12回開催のうち 8回出席	取締役会において、適宜質問し意見を述べ、重要事項の協議等を行っております。
武田 峰紀 (取締役)	9か月	社外取締役就任後に開催された取締役会10回開催のうち9回出席	取締役会において、適宜質問し意見を述べ、重要事項の協議等を行っております。
西澤 孝一 (監査役)	5年9か月	取締役会12回開催のうち 12回出席 監査役会12回開催のうち 12回出席	取締役会において、適宜質問し意見を述べ、監査役会において監査に関する重要事項の協議等を行っております。
青野 勝廣 (監査役)	9か月	社外監査役就任後に開催された取締役会10回開催のうち9回出席、監査役会10回開催のうち9回出席	取締役会において、適宜質問し意見を述べ、監査役会において監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5	16	-

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株 式 数 発行可能株式総数 100,000千株

発行済株式の総数 38,466千株

(2) 当年度末株主数 8,542名

(3) 大 株 主

発行済株式（自己株式を除く。）の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主は該当ありません。なお、当行の大株主上位10先は以下のとおりであります。

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口）	3,395 千株	8.85 %
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口4）	1,911	4.98
愛媛銀行行員持株会	1,209	3.15
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	895	2.33
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社（信託口9）	804	2.09
大王製紙 株式会社	750	1.95
株式会社 みずほ銀行	676	1.76
住友生命保険 相互会社	599	1.56
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	581	1.51
損害保険ジャパン日本興亜 株式会社	499	1.30

- (注) 1. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は当事業年度末日における発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する割合であり、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 平成28年6月29日開催の第112期定時株主総会決議により、平成28年10月1日付で普通株式5株を1株にする株式併合及び1,000株を100株にする単元株式数の変更を実施いたしました。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 加藤 信彦 指定有限責任社員 堀川 紀之	54	(注) 2、(注) 3、(注) 4

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由
当行監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 公認会計士法第2条第1項以外の業務は以下のとおりであります。
債権購入に係る合意された手続による調査業務およびリスクアセスメント手法の高度化に関する助言業務
4. 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分の概要
当行の会計監査人は、平成27年12月22日、金融庁から、契約の新規締結に関する業務の停止3か月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）の処分を受けました。
5. 当行、子会社および子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は57百万円であります。
6. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記「当該事業年度に係る報酬等」にはこれらの合計額を記載しております。
7. 上記の金額は、消費税および地方消費税を含んでおりません。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務上の義務に反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当行の会計監査人であることにつき当行にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任します。また、その他、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、または、監査の適切性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は会計監査人の選任および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当行では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

〈業務の適正を確保する体制の内容の概要〉

当行は、取締役会において、上記体制について次のとおり決議しております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令等遵守を経営の最重要事項の一つと位置づけ、「コンプライアンスマニュアル」に全役員が法令や社会通念等を遵守した行動をとるための基本的な考え方や行動規範等を定めるほか、高い公共性を有する金融グループ（当行および子会社）として社会的責任や使命を適切に果たせる体制を構築する。
- ② 取締役会は、「ふるさとの発展に役立つ銀行」を経営理念に掲げ、中期経営計画において、「お客様サービスの向上」、「リスク管理態勢の充実」、「効率経営の追求」を基本方針として取り組んでいる。また、6次産業化による第1次産業支援や中小企業等の海外進出支援を行うほか、地域の一人として環境保護や動物愛護などの社会貢献活動にも積極的に取り組むため、感性価値創造推進室、東アジア業務推進室、CSR推進室、環境経営推進室を設置している。
- ③ 取締役会は、社会の秩序や安全に脅威を与えるあらゆる反社会的勢力に対して、毅然とした対応がなされるよう態勢整備を行う。
- ④ コンプライアンス全般を統括する部署をリスク管理部とし、担当取締役をコンプライアンス統括責任者とする。リスク管理部は、子会社を含むグループ全体を対象として、コンプライアンスに関する総括的指揮を行う。
- ⑤ 取締役会は、コンプライアンスに関する年次活動計画を決定し、その進捗状況についてリスク管理部から定期的に報告を受ける。また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項を協議する。
- ⑥ 取締役会は、職務執行の適切性を確保するため、法令および定款等の遵守体制、並びに重大な損失の発生を未然に防止するリスク管理態勢等を構築し、監査役はこれを監視・検証を行うほか必要に応じて助言または勧告する。
- ⑦ 役員による違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、行内のリスク管理部および行外の弁護士事務所に「企業倫理ホットライン」をそれぞれ設置する。
- ⑧ 監査部は、法令等の遵守状況について監査を行い、その結果を取締役会へ報告する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役の職務執行に係る情報については、法令や文書管理に関する規程等に従い保存・保管を行う。
- ② 取締役および監査役は、これらの文書を随時閲覧できる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務執行に係る信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の各種リスクをできる限り定量的に把握するとともに、リスク管理を経営の最重要事項の一つと位置づけ、内外の経営環境の変化に対応できる適正な管理と運営が図れるよう、リスク管理基本規程およびリスクカテゴリーに応じた管理方針・管理規程を定める。
- ② リスク管理態勢の運営を統括する部署としてリスク管理部を置き、リスクのカテゴリー毎に主管部等を定め役割と責任を明確化する。また、リスクの全行的把握と経営の健全性を確保するためリスク管理委員会を設置するほか、市場リスクについては、ALM委員会にて分析・検討する。
- ③ リスク管理の実効性を確保するため、定期的に、各リスクの主管部がリスク管理態勢の整備状況を自己評価し、その結果をリスク管理部が取りまとめ取締役会へ報告する。またリスク管理上、重大な問題が生じた場合はリスク管理委員会を招集し、その結果を取締役会に報告・付議する。
- ④ 大規模災害をはじめ、当行の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合の行動基準や対応策等を明確にするため緊急時対策基本規程に基づき、マニュアル等を定める。
- ⑤ 監査部は、リスク管理態勢の監査を行い、その結果を取締役会へ報告する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、法令等で定められた事項、経営の基本方針、コーポレート・ガバナンスに関する基本方針およびその他経営に関する重要事項を決定し、取締役による業務の執行状況を監督する。
- ② 取締役会が決定した経営の基本方針に基づき迅速かつ効率的な業務を執行するため、取締役によって構成される常務会を設置する。常務会は、経営に関する全般的執行方針、その他取締役会から委任された重要事項を決定する。
- ③ 取締役は、担当する業務の執行状況について、3か月に1回以上、取締役会に報告する。
- ④ 取締役および使用人の意思決定および業務執行が、合理的かつ効率的に行われるよう職務権限基準、業務分掌、およびその他の各種規程等を定め、取締役、本部および営業店における各職位の権限と責任を明確にする。
- ⑤ 将来の事業環境や効率的な経営資源の配分を考慮のうえ中期経営計画および年次予算を策定し、全行的な目標を設定する。本部および営業店においては、その目標達成に向け具体的計画を策定し実行する。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 全役職員は、法令等遵守を経営の最重要事項の一つとして認識し、「コンプライアンスマニュアル」に定められた、法令や社会通念等を遵守した行動をとるための基本的な考え方や行動規範等に沿って、高い公共性を有する金融グループ（当行および子会社）として社会的責任や使命を適切に果たしていくよう努める。
- ② コンプライアンス全般を統括する部署をリスク管理部とし、担当取締役をコンプライアンス統括責任者とする。リスク管理部は、子会社を含むグループ全体を対象として、コンプライアンスに関する総括的指揮を行う。
- ③ 取締役会が定めたコンプライアンスに関する年次活動計画を全役職員は着実に実行し、その進捗状況についてはリスク管理部から取締役会へ定期的に報告を行う。また、頭取を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項を協議する。

- ④ 役職員による違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、行内のリスク管理部および行外の弁護士事務所に「企業倫理ホットライン」をそれぞれ設置する。
 - ⑤ 監査部は、法令等の遵守状況について監査を行い、その結果を取締役会へ報告する。
- (6) **当行およびその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**
- ① 子会社における経営方針および業務の執行が適切なものとなるよう、取締役会と監査役を設置するとともに、親会社から役員を派遣して業務の執行状況を監督する。
 - ② 子会社の業務執行状況については、子会社管理規程に基づき企画広報部が報告を受け企業集団として適切な管理を行う体制とする。
 - ③ 子会社においても、親会社に準じ、「内部統制システム構築の基本方針」、「コンプライアンスマニュアル」を定め、業務の適正を確保する体制を整える。
 - ④ 当行グループにおける違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、子会社に対しても当行監査部が監査を行い、子会社の役職員も「企業倫理ホットライン」に直接報告できるものとする。
- (7) **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、頭取は監査役と協議のうえ必要な人員を配置する。
- (8) **前号の使用人に対する取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**
- 監査役職務を補助すべき使用人については、取締役等からの独立性を確保するため当該使用人の人事異動・考課・懲戒等の処分については監査役会の事前承認を必要とし、任命を受けた使用人は、監査役の指示に従い業務を行う。
- (9) **取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**
- ① 当行およびその子会社の取締役は、当行グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実および取締役の職務遂行に関して不正行為や法令等に違反する行為を認知した場合は、遅滞なく監査役に報告する。
 - ② 行内および行外の「企業倫理ホットライン」に通報された情報は、遅滞なく監査役に報告する。
 - ③ 上記の報告を理由としての懲罰や人事考課など報告者にとって不利益になる取扱いを行わない。
- (10) **その他監査役が実効的に行われることを確保するための体制**
- ① 監査役は、重要な意思決定のプロセスおよび業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、常務会およびコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席するとともに、必要な文書を閲覧し、取締役および使用人に説明を求めることができる。
 - ② 監査役は、監査役会規程および監査役監査規程に基づく独任性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、会計監査人および監査部と密接な連携を図る。
 - ③ 当行およびその子会社は、監査役がその職務の執行について必要な費用を請求した場合には、その費用について速やかに処理する。

〈業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要〉

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他当行の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システムに関する取組

当行は、取締役会にて内部統制システム構築の基本方針を定めるとともに、経営状況や環境等の変化に応じ適宜見直しを図り、体制の充実と強化に取り組んでおります。

(2) コンプライアンスに関する取組

「コンプライアンスマニュアル」を定め、リスク管理部は子会社を含めて総括的指揮を行っております。また、監査部は、法令等の遵守状況について監査を実施し、その結果を取締役会へ報告しております。

(3) リスク管理に関する取組

各リスクの主管部がリスク管理態勢の整備状況を自己評価し、その結果をリスク管理部が取りまとめ取締役会へ報告を行うとともに、監査部がリスク管理態勢の監査を実施しております。

(4) 業務執行の適正性や効率性の向上に関する取組

取締役は、担当する業務の執行状況について、取締役会で報告しております。また、常務会は、原則週1回以上開催され、より迅速で効率的な業務執行に貢献しております。

(5) 内部監査に関する取組

当行グループにおける違法行為等の未然防止と早期発見および是正を図るため、当行および子会社に対して監査部が内部監査を実施しております。

(6) 監査役への情報提供に関する取組

取締役会、常務会等重要な会議には監査役が参加しております。また、監査役は、代表取締役、会計監査人と定期的な会議等により意思の疎通と情報共有を行っております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

第113期末 (平成29年 3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 預 金	310,082	預 金	1,904,937
現預金	22,768	当座預金	76,869
預入金	287,313	普通預金	735,989
買入金	58,790	貯蓄預金	5,567
商品金	337	通知預金	18,615
商品債	317	定期預金	972,658
商品地	20	その他預積	7,164
有価証券	512,803	その他の預金	88,073
国債	84,248	譲渡性預金	414,959
地方債	70,193	一時的預金	3,365
地方債	58,447	債券借入金	5,297
株式	40,077	借入金	32,733
その他の証券	259,836	借入金	32,733
貸付金	1,578,167	外債	3
手貸貸付	6,154	国債	3
引形手貸	88,453	外債	4,560
書座	1,356,989	株予約権	10,998
国債	126,570	その他法入	401
外債	6,324	未払法人税	901
その他	6,163	未払費用	1,427
前払金	6,160	前給付	806
その他の	8,736	融補	1
前払金	211	融補	1,587
融派生の	2,272	融補	786
の他の	1,805	融補	4,987
有形固定	4,446	融補	50
資産	32,157	融補	959
土地	7,924	融補	239
建物	22,611	融補	156
構築物	678	融補	64
その他有形	1	融補	4,015
固定資産	940	融補	5,468
資産	962	融補	2,387,309
土地	814	融補	
建物	0	融補	
構築物	146	融補	
その他有形	5,468	融補	
固定資産	△16,405	融補	
資産		融補	
負債及び純資産の部合計	2,497,425	負債及び純資産の部合計	2,497,425

第113期 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

	科 目	金	額
経	常 収 益		38,088
資	金 運 用 収 益	32,702	
	貸 出 金 利 配 当 利 息	24,716	
	有 価 証 券 口 一 利 息	5,982	
	コ ー 預 け 他 の 取 引 替 手 数 収 入	7	
	預 け 他 の 取 引 替 手 数 収 入	104	
役	務 受 入 他 の 債 権 等 の 他 費 用	1,890	
	受 入 他 の 債 権 等 の 他 費 用	3,580	
そ	の 債 権 等 の 他 費 用	1,132	
そ	の 債 権 等 の 他 費 用	2,448	
	債 権 等 の 他 費 用	722	
	株 式 債 権 等 の 他 費 用	722	
	の 他 費 用	1,083	
	の 他 費 用	1	
	の 他 費 用	313	
	の 他 費 用	767	
経	常 費 用	2,826	31,252
資	金 調 達 利 金 一 利 息	1,688	
	預 讓 一 渡 借 入 約 他 の 取 引 替 手 数 収 入	61	
	コ ー 債 借 新 株 の 取 引 替 手 数 収 入	40	
	債 借 新 株 の 取 引 替 手 数 収 入	35	
	借 入 約 他 の 取 引 替 手 数 収 入	178	
	新 株 の 取 引 替 手 数 収 入	9	
役	務 取 引 替 手 数 収 入	812	
	支 払 利 息 用 料 用 損 用 費 用	5,274	
そ	の 支 払 利 息 用 料 用 損 用 費 用	276	
そ	の 支 払 利 息 用 料 用 損 用 費 用	4,997	
	外 商 品 有 他 の 業 務 経 常 費 用	906	
	商 品 有 他 の 業 務 経 常 費 用	872	
	の 業 務 経 常 費 用	3	
	の 業 務 経 常 費 用	30	
営	所 業 務 経 常 費 用	20,616	
そ	の 業 務 経 常 費 用	1,628	
	貸 倒 引 出 等 の 他 費 用	813	
	株 式 債 権 等 の 他 費 用	180	
	の 他 費 用	123	
	の 他 費 用	74	
	の 他 費 用	435	
経	特 別 利 益 分 益		6,836
特	別 定 資 産 分 益	0	0
	別 定 資 産 分 益		220
	固 定 資 産 分 益	56	
	減 損 資 産 分 益	164	
税	引 前 当 期 純 利 事 業 税 額 計 益	1,871	6,616
法	人 税 、 住 民 税 等 純 利 事 業 税 額 計 益	△341	
法	人 税 等 純 利 事 業 税 額 計 益		1,530
当	期 純 利 事 業 税 額 計 益		5,086

第113期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株 主 資 本								
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本 準備 金	合 資 本 剰 余 金 計 金	利 益 準 備 金	その他利益剰余金		合 利 益 剰 余 金 計 金		
					積 立 金	剰 余 繰 越 利 益 金			
当 期 首 残 高	19,114	13,249	13,249	5,864	39,288	5,963	51,116	△236	83,245
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	1,684	1,684	1,684						3,368
剰 余 金 の 配 当						△1,064	△1,064		△1,064
当 期 純 利 益						5,086	5,086		5,086
自 己 株 式 の 取 得								△5	△5
自 己 株 式 の 処 分							△0	△0	0
土地再評価差額金の取崩							139	139	139
有形固定資産圧縮積立金の取崩					△0	0	-		-
別 途 積 立 金 の 積 立					4,000	△4,000	-		-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当 期 変 動 額 合 計	1,684	1,684	1,684	-	3,999	161	4,161	△5	7,524
当 期 末 残 高	20,798	14,933	14,933	5,864	43,287	6,125	55,278	△241	90,769

	評価・換算差額等			純 資 産 合 計
	評 価 差 額 金	そ の 他 有 価 証 券 差 額 金	差 土 地 額 再 評 価 金 額	
当 期 首 残 高	13,989	7,857	21,847	105,092
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				3,368
剰 余 金 の 配 当				△1,064
当 期 純 利 益				5,086
自 己 株 式 の 取 得				△5
自 己 株 式 の 処 分				0
土地再評価差額金の取崩				139
有形固定資産圧縮積立金の取崩				-
別 途 積 立 金 の 積 立				-
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,361	△139	△2,501	△2,501
当 期 変 動 額 合 計	△2,361	△139	△2,501	5,023
当 期 末 残 高	11,628	7,717	19,345	110,115

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算期末月1カ月の市場価格の平均に基づいた時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - (2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	38年～50年
その他	3年～20年
 - (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。
 - (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が2次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は7,159百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により費用処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日付事業年度から費用処理

(4) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(5) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。この結果、当事業年度において、計算書類に与える影響額は軽微であります。

追加情報

（「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 1,221百万円
2. 貸出金のうち破綻先債権額は583百万円、延滞債権額は32,056百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,103百万円であります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は40,743百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、6,154百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	28,328百万円
担保資産に対応する債務	
預 金	5,018百万円
債券貸借取引受入担保金	5,297百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券19,092百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金186百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、267,630百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が264,419百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,308百万円下回っております。

- | | |
|---|--------------------|
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額 | 19,811百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 1,131百万円 |
| 12. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 | 8,500百万円が含まれております。 |
| 13. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は | 5,410百万円であります。 |
| 14. 1株当たりの純資産額 | 2,872円83銭 |
| 15. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機の一部及びその周辺機器等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。 | |
| 1. 取得原価相当額 | 有形固定資産 3百万円 |
| 2. 減価償却累計額相当額 | 有形固定資産 3百万円 |
| 3. 期末残高相当額 | 有形固定資産 0百万円 |
| 4. 未経過リース料 | 1年以内 0百万円 |
| 期末残高相当額 | 1年超 0百万円 |
| | 合計 0百万円 |
| 5. 支払リース料、減価償却費相当額 | |
| 支払リース料 | 0百万円 |
| 減価償却費相当額 | 0百万円 |
| 6. 減価償却費相当額の算定方法 | |
| リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 | |
| 16. 関係会社に対する金銭債権総額 | 4,042百万円 |
| 17. 関係会社に対する金銭債務総額 | 42百万円 |

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	25百万円
役務取引等に係る収益総額	24百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	19百万円
その他の取引に係る収益総額	-百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	0百万円
役務取引等に係る費用総額	603百万円
その他業務・その他経常取引に係る費用総額	1,013百万円
その他の取引に係る費用総額	-百万円

2. 1株当たりの当期純利益金額 142円15銭

3. 継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額164百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
四国地域	営業用等	土地	164百万円

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし出張所は母店にグルーピング）で行っております。

資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

4. 関連当事者との取引

子会社

会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業内容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引金額 (百万円)	取引の 内容	期末残高 (百万円)
(株)愛媛ジェーシービー	愛媛県 松山市	50	クレジット カード業務・保証業 務	90%	・金銭貸借預金 取引 ・支払承諾	保証料の支払 603 代位弁済の 受入 281	当行貸出金 の被保証	被保証残高 141,911

取引条件及び取引条件の決定方針等

保証会社である(株)愛媛ジェーシービーは、各商品の保証料率に応じて債務者の弁済能力等を合理的に判断し、保証の諾否を決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
自己株式					
普通株式	132	3	0	136	単元未満株式の 買取及び売却

2. 「その他利益剰余金」のうち「積立金」について合計額により記載しておりますが、その内訳は次のとおりであります。

	当事業年度期首残高		当事業年度変動額		当事業年度末残高	
有形固定資産 圧縮積立金	34	百万円	△0	百万円	34	百万円
別途積立金	39,253	百万円	4,000	百万円	43,253	百万円

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（平成29年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券（平成29年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超える もの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	1,460	1,465	5
	そ の 他	-	-	-
	小 計	1,460	1,465	5
時価が貸借対照表 計上額を超えない もの	国 債	-	-	-
	地 方 債	-	-	-
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	4,470	4,405	△64
	そ の 他	-	-	-
	小 計	4,470	4,405	△64
合 計		5,930	5,871	△58

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（平成29年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式、出資金	-	-	-
関連法人等株式	-	-	-
合 計	-	-	-

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式、出資金	1,221
関連法人等株式	-
合 計	1,221

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（平成29年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株 式	31,508	13,671	17,837
	債 券	132,089	129,338	2,751
	国 債	28,231	28,025	205
	地 方 債	52,016	51,142	873
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	51,842	50,170	1,672
	そ の 他	98,443	96,147	2,296
	小 計	262,042	239,157	22,884
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株 式	3,747	4,145	△397
	債 券	74,869	76,839	△1,970
	国 債	56,016	57,803	△1,786
	地 方 債	18,176	18,356	△179
	短 期 社 債	-	-	-
	社 債	675	680	△4
	そ の 他	161,062	165,550	△4,488
	小 計	239,679	246,535	△6,856
合 計	501,721	485,692	16,028	

(注) 非上場株式(3,930百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日）

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株 式	1,799	238	122
債 券	13,618	722	-
国 債	9,834	438	-
地 方 債	3,784	284	-
社 債	-	-	-
そ の 他	2,268	75	1
合 計	17,686	1,036	123

(注) 修正受渡日基準を採用しております。

6. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は64百万円（全額株式）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、取得原価に対して時価の下落率が50%以上の銘柄は、全て減損処理を実施いたします。下落率が30%以上50%未満の銘柄については、過去の株価動向、発行会社の業績の推移等を検討し回復する見込みがあると認められないと判断される銘柄について減損処理を実施いたします。

（税効果会計関係）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損算入限度額超過額	7,046百万円
減価償却損算入限度額超過額	149
その他	<u>2,193</u>
繰延税金資産小計	9,389
評価性引当額	<u>△5,037</u>
繰延税金資産合計	4,352
繰延税金負債	
有形固定資産圧縮積立金	△16
その他有価証券評価差額	<u>△4,400</u>
繰延税金負債合計	△4,416
繰延税金資産の純額	<u>△64百万円</u>

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	310,083	預 讓 渡 性 預 金	1,901,596
買 入 金 銭 債 権	58,790	コ ー ル マ ネ ー 及 び 売 渡 手 形	414,959
商 品 有 価 証 券	337	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	3,365
有 価 証 券	513,209	借 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	5,297
貸 出 金	1,575,716	借 用 金	36,433
外 国 為 替	6,324	外 国 為 替	3
リ ー ス 債 権 及 び リ ー ス 投 資 資 産	6,981	新 株 予 約 権 付 社 債	4,560
そ の 他 資 産	13,437	そ の 他 負 債	13,354
有 形 固 定 資 産	32,334	役 員 賞 与 引 当 金	50
建 物	7,925	退 職 給 付 に 係 る 負 債	1,069
土 地	22,611	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	248
リ ー ス 資 産	713	利 息 返 還 損 失 引 当 金	53
建 設 仮 勘 定	1	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	156
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	1,082	繰 延 税 金 負 債	86
無 形 固 定 資 産	979	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	4,015
ソ フ ト ウ ェ ア	819	支 払 承 諾	5,468
リ ー ス 資 産	10	負 債 の 部 合 計	2,390,719
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	149		
繰 延 税 金 資 産	511	(純 資 産 の 部)	
支 払 承 諾 見 返	5,468	資 本 金	20,798
貸 倒 引 当 金	△18,527	資 本 剰 余 金	14,933
		利 益 剰 余 金	58,670
		自 己 株 式	△241
		株 主 資 本 合 計	94,161
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	12,172
		土 地 再 評 価 差 額 金	7,717
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△26
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	19,863
		非 支 配 株 主 持 分	902
		純 資 産 の 部 合 計	114,927
資 産 の 部 合 計	2,505,647	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,505,647

連結損益計算書 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	42,063
資金運用収益	33,120
貸出金利息	24,751
有価証券利息配当金	5,990
コールローン利息及び買入手形利息	7
預け金利息	104
その他の受入利息	2,265
役務取引等収益	3,836
その他の業務収益	4,024
その他の経常収益	1,082
償却債権取立益	1
その他の経常収益	1,080
経常費用	34,589
資金調達費用	2,861
預金利息	1,688
譲渡性預金利息	61
コールマネー利息及び売渡手形利息	40
債券貸借取引支払利息	35
借入金利息	209
新株予約権付社債利息	9
その他の支払利息	815
役務取引等費用	4,685
その他の業務費用	910
営業経費用	24,306
その他の経常費用	1,825
貸倒引当金繰入額	826
その他の経常費用	999
経常利益	7,474
特別利益	0
固定資産処分益	0
特別損失	220
固定資産処分損失	56
減損	164
税金等調整前当期純利益	7,254
法人税、住民税及び事業税	2,076
法人税等調整額	△324
法人税等合計	1,751
当期純利益	5,502
非支配株主に帰属する当期純利益	53
親会社株主に帰属する当期純利益	5,449

連結株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から 平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	19,114	13,249	54,145	△236	86,273
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	1,684	1,684			3,368
剰 余 金 の 配 当			△1,064		△1,064
親会社株主に帰属する当期純利益			5,449		5,449
自 己 株 式 の 取 得				△5	△5
自 己 株 式 の 処 分			△0	0	0
土地再評価差額金の取崩			139		139
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	1,684	1,684	4,524	△5	7,887
当 期 末 残 高	20,798	14,933	58,670	△241	94,161

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
当 期 首 残 高	14,580	7,857	△51	22,386	855	109,515
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						3,368
剰 余 金 の 配 当						△1,064
親会社株主に帰属する当期純利益						5,449
自 己 株 式 の 取 得						△5
自 己 株 式 の 処 分						0
土地再評価差額金の取崩						139
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,407	△139	24	△2,522	46	△2,475
当 期 変 動 額 合 計	△2,407	△139	24	△2,522	46	5,412
当 期 末 残 高	12,172	7,717	△26	19,863	902	114,927

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

(1) 子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

(2) 連結の範囲に関する事項

①連結される子会社及び子法人等 5社
会社名

ひめぎんビジネスサービス 株式会社

株式会社 ひめぎんソフト

ひめぎん総合リース 株式会社

株式会社 愛媛ジェーシービー

ひめぎんスタッフサポート 株式会社

②非連結の子会社及び子法人等 3社
会社名

えひめガイヤ成長産業化支援ファンド投資事業有限責任組合

投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2013

えひめアグリファンド投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)、利益剰余金(持分に見合う額)及びその他の包括利益累計額(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 3社
会社名

えひめガイヤ成長産業化支援ファンド投資事業有限責任組合

投資事業有限責任組合えひめベンチャーファンド2013

えひめアグリファンド投資事業有限責任組合

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として連結決算期末月1カ月の市場価格の平均に基づいた時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 38年～50年

その他 3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部査定部署が2次査定を実施した後、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は当行7,159百万円、連結される子会社及び子法人等276百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、将来の利息返還損失に備えるため、過去の返還実績を踏まえ、かつ最近の返還状況を考慮する等により、返還額を合理的に見積り、計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債については、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(13) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行は業務運営方針にリスク管理基準を設定して厳格に運用を行っており、そのうちヘッジ会計の方法は、一部の資産・負債に金利スワップの特例処理を行っております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 平成14年7月29日。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。

会計方針の変更

（「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」の適用）

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。この結果、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額は軽微であります。

追加情報

（「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち、破綻先債権額は583百万円、延滞債権額は33,372百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,103百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は42,058百万円であります。

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は6,154百万円であります。

6. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	28,328百万円
------	-----------

担保資産に対応する債務

預金	5,018百万円
----	----------

債券貸借取引受入担保金	5,297百万円
-------------	----------

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券19,092百万円を差入れております。

また、その他資産のうち保証金は196百万円であります。

7. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、276,640百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が273,429百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

8. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日	平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法	土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法に基づいて奥行価格補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を10,308百万円下回っております。

- | | |
|--|-----------|
| 9. 有形固定資産の減価償却累計額 | 19,886百万円 |
| 10. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 1,131百万円 |
| 11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は5,410百万円であります。 | |
| 12. 1株当たりの純資産額 | 2,974円83銭 |

（連結損益計算書関係）

- 「その他の経常費用」には、貸出金償却289百万円、株式等償却74百万円及び株式等売却損123百万円を含んでおります。
- 1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 152円29銭
- 継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額164百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	主な用途	種類	減損損失
四国地域	営業用等	土地	164百万円

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし出張所は母店にグルーピング）で行っております。

資産のグループの回収可能額は正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘 要
発行済株式					
普通株式	35,624	2,842	-	38,466	新株予約権の 権利行使
合 計	35,624	2,842	-	38,466	
自己株式					
普通株式	132	3	0	136	単元未満株式の 買取り及び売却
合 計	132	3	0	136	

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの 金額 (円)	基 準 日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	532	3.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月25日 取締役会	普通株式	532	3.00	平成28年9月30日	平成28年12月5日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
平成29年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案して
おります。

- ① 配当金の総額 574百万円
- ② 1株当たり配当額 15.00円
- ③ 基準日 平成29年3月31日
- ④ 効力発生日 平成29年6月30日

平成28年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しております。
なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、貸出を中心とする金融サービス事業を行っています。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを考慮し、預金やマーケットから資金調達を行っています。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では資産及び負債の総合的管理(A L M)を行っています。また、業務に付随する取引としてデリバティブ取引を行っています。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の取引先及び個人に対する貸出金であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されており、経済環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的、その他目的、売買目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

借入金、社債等は、一定の環境の下で当行グループが市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されています。また、運用調達の間隔ギャップにより金利の変動リスクに晒されていますが、一部は金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

デリバティブ取引には業務に付随する取引として行っている金利スワップ取引及び為替予約取引があります。当行では、これらをヘッジ手段として、貸出金及び預金等に係る金利の変動リスクに対して繰延ヘッジ会計を適用しております。また、為替予約取引をヘッジ手段として、外貨建取引に係る取引をヘッジ対象として、繰延ヘッジ会計を適用しています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク管理

当行グループは、当行の信用リスク管理方針及び信用リスク管理規程等に従い、信用リスクを適切に管理する態勢を整備・確立しております。信用リスク管理は、主管部を審査第一部とし、本部各部、営業店で行われて、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っています。

② 市場リスクの管理

当行グループは、当行の市場リスク管理方針及び市場リスク管理規程等に従い、市場リスクを適切に管理する態勢を整備・確立しています。

(i) 金利リスク

金利リスクの管理は、主管部をリスク管理部とし、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っています。また、A L M委員会は、毎月リスクに係る情報を分析、検討し、必要に応じ常務会へ提言を行っています。

(ii) 為替リスク

為替リスクの管理は、主管部をリスク管理部とし、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っています。当行グループは、為替の変動リスクに関し、実需に基づくカバー取引等を行い適切に管理しています。

(iii) 価格変動リスク

価格変動リスクの管理は、主管部をリスク管理部とし、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っています。有価証券等の保有に関しては、半年ごとに市場リスクの限度枠等を設定し、A L M委員会及びリスク管理委員会に付議のうえ、常務会の承認を受けています。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関し、取引の執行についてはフロント部門、管理についてはバック部門と業務分離を行い、相互牽制体制を確立しています。また、デリバティブ取引は実需に基づくヘッジ取引を目的に行っており、投機的なポジションは保持しておりません。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当行グループは、銀行業務における「有価証券」の価格変動リスク及び金利リスク、「預金・貸出金」の金利リスクに係る市場リスク量について、VaR（バリュー・アット・リスク）を用いて月次で計測し、半年毎に設定するリスク限度枠の範囲内に収まるように市場リスク量を管理しております。

当行グループのVaRは分散共分散法（観測期間1年、信頼区間99%、保有期間：預金・貸出金・政策投資株式は6カ月、債券・純投資株式等は3カ月）により算出しており、平成29年3月31日（当連結会計年度の決算日）現在で、当行グループの市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で10,011百万円です。なお、当行グループでは半年毎にバック・テストを実施し、計測手法の有効性を確認の上、使用することとしております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに、統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられない、市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当行グループは、当行の流動性リスク管理方針及び流動性リスク管理規程等に従い、流動性リスクを適切に管理する態勢を整備・確立しています。主管部を企画広報部及び資金証券部とし、定めに従い、取締役会及び常務会にて審議・報告を行っています。また、ALM委員会等を通じて、市場環境を考慮した長短バランスの調整を検討するなど、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、「2.金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2)参照

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	310,083	310,083	-
(2) 買入金銭債権	58,790	60,546	1,755
(3) 商品有価証券			
売買目的有価証券	337	337	-
(4) 有価証券			
満期保有目的の債券	5,930	5,871	△58
その他有価証券	502,999	502,999	-
(5) 貸出金	1,575,716		
貸倒引当金(※1)	14,181		
	1,561,534	1,568,125	6,590
(6) 外国為替	6,324	6,324	-
資産計	2,446,000	2,454,288	8,287
(1) 預金	1,901,596	1,901,917	320
(2) 譲渡性預金	414,959	414,959	0
(3) コールマネー及び売渡手形	3,365	3,365	-
(4) 債券貸借取引受入担保金	5,297	5,297	-
(5) 借入金	36,433	36,412	△21
(6) 外国為替	3	3	-
(7) 社債	4,560	5,472	912
負債計	2,366,216	2,367,427	1,211
デリバティブ取引(※2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	218	218	-
ヘッジ会計が適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	218	218	-

(※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金や約定期間が短期間の取引については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、満期のある預け金のうち1年を超える取引については、新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、裏付資産を分析し、元本回収率や配当率等を用いて将来キャッシュ・フローを見積り、評価日時点の市場利子率で割り引いた現在価値を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格によっております。

(4) 有価証券

主として、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。自行保証付私債債は、新規取引を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算出してしております。なお、約定期間が短期間のもものは、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替は他の銀行に対する外貨預け金(外国他店預け)、輸出手形・旅行小切手等(買入外国為替)、輸入手形による手形貸付(取立外国為替)であります。これらは、満期のない預け金、又は約定期間が短期間であり、それぞれ時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出してしております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率等を用いております。なお、預入期間が短期間のもものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) コールマネー及び売渡手形

これらは、約定期間が短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 債券貸借取引受入担保金

約定期間が短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(5) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、金利満期が短期間のもものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 外国為替

外国為替における短期間の取引であり、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額を時価としております。

(7) 社債

当行の発行する社債の時価は、取引金融機関等から提示された価格によっております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価値によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) 有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(※1)(※2)	4,125
② 組合出資金(※3)	154
合 計	4,279

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(※2) 当連結会計年度において非上場株式について10百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては時価開示の対象とはしていません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預 け 金	287,314	-	-	-	-	-
買 入 金 銭 債 権	58,790	-	-	-	-	-
有 価 証 券	50,836	72,091	70,280	105,496	109,706	39,551
満期保有目的の債券	1,404	2,416	2,110	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	49,432	69,675	68,170	105,496	109,706	39,551
貸 出 金 (※)	238,877	272,024	216,245	159,357	197,830	333,180
合 計	635,819	344,115	286,526	264,854	307,537	372,731

(※) 貸出金のうち、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先に対する債権等、償還予定が見込めない33,955百万円、期間の定めのないもの124,243百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金等有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金及び譲渡性預金(※)	2,162,300	136,955	14,291	1,216	1,792	-
コールマネー及び売渡手形	3,365	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	5,297	-	-	-	-	-
借 用 金	17,656	3,916	11,453	1,190	1,201	1,015
社 債	-	-	4,560	-	-	-
合 計	2,188,619	140,871	30,305	2,406	2,993	1,015

(※) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社 愛媛銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 信彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀川 紀之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社愛媛銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第113期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月15日

株式会社 愛媛銀行
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 加藤 信彦 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 堀川 紀之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社愛媛銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社愛媛銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

平成29年 5月19日

株式会社 愛媛銀行
頭 取 本 田 元 広 殿

株式会社愛媛銀行監査役会

常勤監査役	山 下 剛 志	印
監 査 役	吉 岡 寿 治	印
監 査 役 (社外監査役)	西 澤 孝 一	印
監 査 役 (社外監査役)	青 野 勝 廣	印

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第113期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の基本方針、監査業務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の基本方針、監査業務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制として、法令に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類及び附属明細書並びに連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

第113期の期末配当およびその他剰余金の処分につきましては、内部留保の充実を図りながら、安定した配当を継続的に行うとの基本方針にもとづき、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき金15円
配当総額 574,948,650円
- (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成29年6月30日

2. その他剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
別途積立金 4,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 4,000,000,000円

第2号議案 取締役16名選任の件

取締役全員(17名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、
取締役16名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行 の株 式 数
①	ほん だ もと ひろ 本 田 元 広 (昭和23年1月9日生)	昭和45年4月 当行入行 平成4年2月 尾道支店長 平成7年2月 高松支店長兼高松事務所長 平成15年2月 公務ふるさと部長 平成16年8月 人事教育部長 平成18年6月 取締役 人事教育部長 平成18年7月 常務取締役 平成23年4月 専務取締役 平成24年6月 頭 取 現在に至る (担当) 環境経営推進室、ひめぎん情報センター	16,372株
②	ふく とみ おきむ 福 富 治 (昭和35年1月11日生)	昭和57年4月 当行入行 平成13年2月 久米支店長 平成18年3月 営業統括部副部長 平成19年8月 公務部長 兼営業統括部担当部長 平成20年6月 取締役 公務部長 兼営業統括部担当部長 平成20年8月 取締役 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長 平成24年4月 常務取締役 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長 平成24年6月 常務取締役 現在に至る (担当) ふるさと振興部、国際部、事務部	12,560株
③	やま もと けい ぞう 山 本 恵 三 (昭和32年3月27日生)	昭和54年4月 当行入行 平成10年2月 内子支店長 平成13年2月 県庁支店長 平成18年3月 広島支店長 平成21年2月 今治支店長 平成22年2月 大阪支店長 平成24年6月 取締役 大阪支店長 平成25年2月 取締役 東京支店長 兼東京事務所長 平成26年6月 常務取締役 現在に至る (担当) お客様サービス部、個人ローン部、 資金証券部	6,706株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行 の 株 式 数
④	<p style="text-align: center;">おお じゆく ゆう ぞう 大 宿 有 三 (昭和34年 5月25日生)</p>	<p>昭和58年 4月 当行入行 平成18年 3月 秘書室長 平成21年 4月 鴨川支店長 平成22年 2月 県庁支店長 平成24年 6月 取締役 県庁支店長 平成26年 6月 取締役 東京支店長 兼東京事務所長 平成27年 7月 取締役 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長 平成28年 6月 常務取締役 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長 現在に至る</p>	4,300株
⑤	<p style="text-align: center;">ひ の みつる 日 野 満 (昭和35年 4月12日生)</p>	<p>昭和58年 4月 当行入行 平成21年 6月 審査部長 平成22年 6月 取締役 審査部長 平成22年 8月 取締役 審査第二部長 兼船舶ファイナンス室長 平成25年 2月 取締役 審査第一部長 兼審査第二部長 兼船舶ファイナンス室長 平成25年 8月 取締役 審査第二部長 兼船舶ファイナンス室長 兼審査第三部長 平成27年 2月 取締役 今治支店長 平成28年 6月 常務取締役 現在に至る (担当) 審査第一部、審査第二部、審査第三部</p>	7,600株
⑥	<p style="text-align: center;">にし かわ よし のり 西 川 義 教 (昭和37年 8月 4日生)</p>	<p>昭和60年 4月 当行入行 平成14年 2月 森松支店長 平成18年 3月 三島支店長 平成24年 2月 本店営業部副部長 兼法人推進部長 平成24年 6月 取締役 本店営業部長 兼県立中央病院出張所長 平成27年 7月 取締役 東京支店長 兼東京事務所長 平成29年 2月 常務取締役 現在に至る (担当) 企画広報部、営業統括部、 金融コンサルティング部、TQC推進担当</p>	2,800株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行 の 株 式 数
⑦	おお うえ りゅう じ 大 植 隆 司 (昭和37年 8 月15日生)	昭和60年 4 月 当行入行 平成23年 2 月 お客様サービス部副部長 平成24年 2 月 お客様サービス部長 平成26年 6 月 取締役 三島支店長 現在に至る	5,300株
⑧	ち かみ しょう いち 千 頭 正 一 (昭和33年 3 月26日生)	昭和55年 4 月 当行入行 平成23年 8 月 事務部担当部長 平成26年 8 月 人事教育部付外向考査役 (株)ひめぎんソフト) 平成28年 6 月 取締役 お客様サービス部長 現在に至る	2,900株
⑨	つば うち むね お 坪 内 宗 士 (昭和35年 7 月14日生)	昭和58年 4 月 富士銀行入行 平成19年 5 月 みずほ銀行 千住支店長 平成21年 4 月 同行 融資部副部長 平成25年 5 月 当行入行 平成25年 8 月 審査第一部長 平成27年 2 月 企画広報部長 平成28年 6 月 取締役 監査部長 現在に至る	3,972株
⑩	かた おか やす ひろ 片 岡 靖 博 (昭和36年 5 月25日生)	昭和60年 4 月 当行入行 平成15年 8 月 久米支店長 平成22年 8 月 波止浜支店長 平成24年 8 月 高知支店長 平成26年 4 月 人事教育部付外向考査役 (株)ぞっこん四国) 平成28年 6 月 取締役 営業統括部長 平成29年 2 月 取締役 末広町支店長 現在に至る	2,300株
⑪	ひら お しゅういちろう 平 尾 秀 一 郎 (昭和36年 7 月23日生)	昭和60年 4 月 当行入行 平成16年 3 月 石井支店長 平成19年 2 月 本町支店長 平成21年 2 月 広島支店長 平成24年 6 月 営業統括部長 平成25年12月 大阪支店長 平成28年 6 月 取締役 新居浜支店長 現在に至る	4,100株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行 の株式数
⑫	<p style="text-align: center;">とよ だ まさ みつ 豊 田 将 光 (昭和37年1月26日生)</p>	<p>昭和60年4月 当行入行 平成15年8月 古川支店長 平成18年3月 道後支店長 平成24年6月 人事教育部長 平成28年6月 取締役 宇和島支店長 兼宇和島新町出張所長 現在に至る</p>	5,700株
⑬	<p style="text-align: center;">いそ べ と お 磯 部 時 夫 (昭和35年4月6日生)</p>	<p>昭和58年4月 当行入行 平成21年2月 企画広報部副部長 兼広報担当部長 平成22年2月 西条支店長 平成24年6月 宇和島支店長 兼宇和島新町出張所長 平成28年6月 大阪支店長 現在に至る</p>	400株
⑭	<p style="text-align: center;">まつ き ひさ かず 松 木 久 和 (昭和37年2月9日生)</p>	<p>昭和59年4月 当行入行 平成16年8月 森松支店長 平成22年8月 人事教育部副部長 平成23年10月 八幡浜支店長 平成27年2月 末広町支店長 平成28年6月 今治支店長 現在に至る</p>	700株
⑮	<p style="text-align: center;">たけ だ みね のり 武 田 峰 紀 (昭和29年9月21日生)</p>	<p>昭和53年9月 川内町立川内中学校講師 昭和55年4月 松山市立鴨川中学校教諭 平成10年4月 松山市教育委員会 平成19年4月 松山市立日浦小・中学校長 平成22年4月 松山市立余土中学校長 平成24年4月 松山市立桑原中学校長 平成27年3月 退職 平成28年6月 当行社外取締役 現在に至る</p>	0株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当行 の株式数
⑬	<p style="text-align: center;">いっしきしやうぞう 一色昭造 (昭和17年12月10日生)</p>	<p>昭和40年4月 運輸省入省 昭和62年1月 運輸審議会 主席審理官 平成3年6月 運輸政策局 情報管理部長 平成4年12月 辞職 平成4年12月 一般財団法人地域伝統芸能活用センター理事長 平成7年9月 石崎汽船株式会社 代表取締役社長 平成17年4月 松山観光港ターミナル株式会社 代表取締役社長 平成27年9月 石崎汽船株式会社 代表取締役会長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) 石崎汽船株式会社 代表取締役会長 松山観光港ターミナル株式会社 代表取締役社長</p>	0株

- (注) 1. 各候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。
2. 武田峰紀氏および一色昭造氏は、社外取締役候補者であります。
3. 武田峰紀氏は、永年にわたる教育現場での経験に加え、幅広い人脈と見識を有しており、当行の経営体質の一層の充実・強化に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
- なお、同氏の当行社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 一色昭造氏は、永年にわたる行政経験および企業経営者としての豊富な経験に加え、幅広い知識と見識を有しており、当行の経営体質の一層の充実・強化に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
5. 武田峰紀氏は、東京証券取引所の定める独立役員であります。なお一色昭造氏につきましても原案どおり選任された場合、独立役員となる予定であります。
6. 当行は、一色昭造氏が代表を務める石崎汽船株式会社および松山観光港ターミナル株式会社との間で経常的な金融取引を行っております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役吉岡寿治氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当行の株式数
<p style="text-align: center;"> <small>きはらもり のぶ</small> 木原盛展 (昭和34年1月21日生) </p>	<p> 昭和57年4月 当行入行 平成12年2月 金生支店長 平成16年8月 岡山支店長 平成21年5月 個人ローン部長 平成22年6月 取締役 個人ローン部長 平成22年8月 取締役 審査第一部長 平成24年6月 取締役 監査部長 平成25年2月 取締役 今治支店長 平成27年2月 取締役 審査第一部長 兼審査第二部長 兼審査第三部長 現在に至る </p>	<p style="text-align: center;">8,500株</p>

(注) 候補者と当行の間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 取締役に対する株式給付信託（BBT）導入の件

1. 提案の理由

本議案は、役員退職慰労金制度を廃止し、これに代わるものとして、当行の取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）に対して新たに「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役の報酬と株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当行としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、平成22年6月29日開催の第106期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役の報酬額（年額300百万円以内。ただし、使用人給与は含みません。）とは別枠として、新たな株式報酬を当行の取締役に對して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと思います。

なお、現時点において、本制度の対象となる取締役は15名ですが、第2号議案が原案通り承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は14名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に對して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当行株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

(2) 本制度の対象者

取締役（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当行は、平成29年7月1日から平成32年6月末日までの3年間（以下、当該3年の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する3年ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象

期間を対象として本制度を導入し、取締役への当行株式等の給付を行うため、本信託による当行株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当行は、本信託設定（平成29年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、300百万円を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当行は、原則として対象期間ごとに、300百万円を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当行株式（取締役が付与されたポイント数に相当する当行株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当行株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、300百万円を上限とします。なお、当行が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

(4) 当行株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当行株式の取得は、上記(3)により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。したがって、本信託による当行株式の取得に際し、当行の発行済株式総数が増加することはなく、希薄化が生じることはありません。

ご参考として、平成29年5月22日の終値での取得を前提とした場合、当初対象期間に関して当行が取締役への給付を行うための株式の取得資金として拠出する資金の上限額300百万円を原資に取得する株式数は、最大で217,233株となります。

本信託による当行株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(5) 取締役に給付される当行株式等の数の算定方法

取締役には、原則として、毎年7月1日から翌年6月末日までの職務に対し、役員株式給付規程に基づき役位等により定まる数のポイントが付与されます。

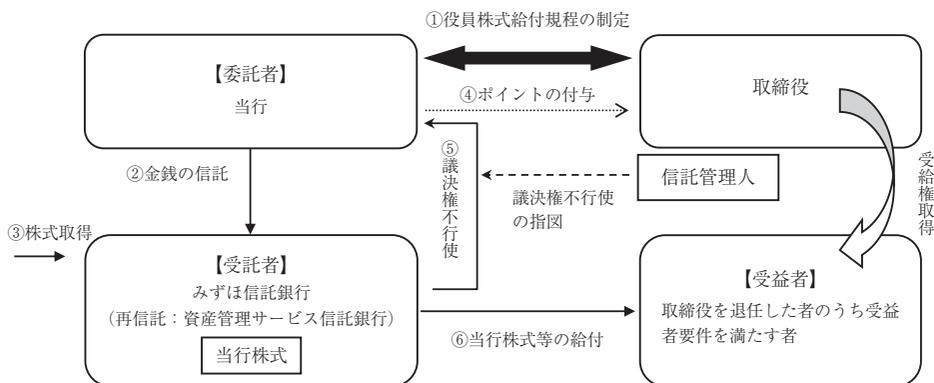
なお、取締役が付与されるポイントは、下記(6)の当行株式等の給付に際し、1ポイント当たり当行普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当行株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記(6)の当行株式等の給付に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までには当該取締役に付与されたポイント数とします(以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。)

(6) 当行株式等の給付

取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記(5)に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当行株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当行株式を売却する場合があります。

〈ご参考：本制度の仕組み〉



- ① 当行は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当行は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当行株式を、取引市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当行は、「役員株式給付規程」に基づき取締役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当行から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当行株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者(以下「受益者」といいます。)に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当行株式を給付します。ただし、取締役が「役員株式給付規程」に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当行株式の時価相当の金銭を給付します。

第5号議案 退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本総会終結の時をもって取締役を退任されます河野雅人氏、遠藤明弘氏、木原盛展氏、吉野内直光氏および監査役を辞任されます吉岡寿治氏に対し、それぞれ在任中の労に報いるため、当行所定の基準にもとづき相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役および退任監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
河野雅人	平成26年6月 専務取締役 現在に至る
遠藤明弘	平成22年6月 取締役 平成24年6月 常務取締役 現在に至る
木原盛展	平成22年6月 取締役 現在に至る
吉野内直光	平成26年6月 社外取締役 現在に至る
吉岡寿治	平成28年6月 監査役 現在に至る

また、当行は、経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行い、平成29年5月29日開催の取締役会において、取締役および監査役を対象とした従来の役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案を原案通りご承認いただいた場合に重任される取締役13名および本総会後も引続き在任する監査役3名に対し、本総会終結の時までの労に報いるため、本総会終結の時までの在任期間を対象とし、当行所定の基準にもとづき相当額の範囲内で退職慰労金を打切り支給することといたしたいと存じます。

支給時期については各氏の退任時とし、その具体的金額、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

打切り支給の対象となる取締役および監査役各氏の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ほん だ もと ひろ 本 田 元 広	平成18年6月 取締役 平成18年7月 常務取締役 平成23年4月 専務取締役 平成24年6月 頭 取 現在に至る
ふく とみ おさむ 福 富 治	平成20年6月 取締役 平成24年4月 常務取締役 現在に至る
やま もと けい さう 山 本 恵 三	平成24年6月 取締役 平成26年6月 常務取締役 現在に至る
おお じやく ゆう さう 大 宿 有 三	平成24年6月 取締役 平成28年6月 常務取締役 現在に至る
ひ の みつる 日 野 満	平成22年6月 取締役 平成28年6月 常務取締役 現在に至る
にし かわ よし のり 西 川 義 教	平成24年6月 取締役 平成29年2月 常務取締役 現在に至る
おお うえ りゆう じ 大 植 隆 司	平成26年6月 取締役 現在に至る
ち かみ しょう いち 千 頭 正 一	平成28年6月 取締役 現在に至る
つば うち むね お 土 坪 内 宗 士	平成28年6月 取締役 現在に至る
かた おか やす ひろ 片 岡 靖 博	平成28年6月 取締役 現在に至る
ひら お しゅういちろう 平 尾 秀 一郎	平成28年6月 取締役 現在に至る
とよ だ まさ みつ 豊 田 将 光	平成28年6月 取締役 現在に至る
たけ だ みね のり 武 田 峰 紀	平成28年6月 社外取締役 現在に至る

氏 名	略 歴
やま した たけ し 志 山 下 剛 志	平成26年 6 月 監査役 現在に至る
にし ざわ こう いち 一 西 澤 孝 一	平成23年 6 月 社外監査役 現在に至る
あお の かつ ひろ 廣 青 野 勝 廣	平成28年 6 月 社外監査役 現在に至る

以 上

MEMO